

## 高知県公共交通活性化特別対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県公共交通活性化特別対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象経費)

第2条 県は、中央地域の公共交通の担い手であるときでん交通株式会社(以下「補助事業者」という。)の経営安定化を図るため、補助事業者が有する金融機関からの既往借入金の返済に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率)

第3条 補助率は定額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、通知するものとする。

(補助事業の変更)

第6条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げる変更をする場合は、事前に別記第2号様式の変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容変更(当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微である場合を除く。)
- (2) 補助金の交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業中止・廃止承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当するものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 金融機関への借入金返済に関しては、県と協議の上、事業運営に効果的な借入金から返済すること。
- (6) 借入金返済に関連して発生する手数料等諸経費は、補助の対象とはならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。

(概算払)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月末までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助金を当該補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金に係る法令、規則及び要綱の規定に違反したとき。

(報告等)

第 14 条 知事は、必要がある場合は、補助事業者に対して補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 3 日から施行する。

別表（第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第 号  
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者  
住所  
氏名  
生年月日

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県補助金等交付規則第4条の規定により、令和7年度高知県公共交通活性化特別対策事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の遂行の効果
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
  - ・ 借入金返済執行額内訳表（別紙1）
  - ・ 借入金返済負担軽減表（別紙2）
  - ・ 経営安定化委に向けた事業計画書（別紙3）
  - ・ 金融機関発行残高証明書（各金融機関発行）
  - ・ 県税の滞納がないことを証する納税証明書

第 号  
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者  
住所  
氏名

補 助 金 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知を受けた令和7年度高知県公共交通活性化特別対策事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、高知県公共交通活性化特別対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由及び内容

2 変更交付申請額

変更交付申請額 (A)	既交付決定額 (B)	差 引 額 (A)-(B)
円	円	円

3 添付書類

事業実施変更計画書（任意様式）

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者  
住所  
氏名

補 助 事 業 中 止 ・ 廃 止 承 認 申 請 書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知を受けた令和7年度高知県公共交通活性化特別対策事業費補助金について、中止・廃止したいので、高知県公共交通活性化特別対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

中止・廃止理由

第4号様式（第9条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円

令和7年度高知県公共交通活性化特別対策事業費補助金（決定通知番号 高知県指  
令 第 号）を概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円

既 交 付 額 円

今 回 請 求 額 円

年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者  
住所  
氏名

第 号  
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者  
住所  
氏名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知を受けた令和 7 年度高知県公共交通活性化特別対策事業費補助金について、高知県公共交通活性化特別対策事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業実績の内容
  
- 2 補助金交付決定額 円
  
- 3 補助事業実績額 円
  
- 4 添付書類  
事業実施報告書（任意様式）  
金融機関発行返済明細表等（返済実績がわかるもの）

別紙1（別記第1号様式関係）

借入金返済執行額内訳表

年 月 日時点  
単位：円

金融機関名・支店名	借入形態	資金使途	当初借入額	現在借入金残高(A)	県からの補助金を原資とした返済額(B)	借入金残高(A)-(B)
(記入例) 〇〇銀行 〇〇支店	証書貸付	緊急対策資金	10,000,000	5,000,000	5,000,000	0
計						

※補助対象経費は長期借入金（証書貸付）の返済を対象とする。

※県からの補助金を原資に返済を行う借入金以外のものも含め、全ての借入金について記載してください。

(注) 入力欄が足りない場合は追加挿入して記載してください

枚中／ 枚目

別紙2（別記第1号様式関係）

借入金返済負担軽減表

1. 返済執行前の金融機関借入金年間返済額推移

単位：千円

借入種別	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計
計															

※借入金完済年度まで入力（入力欄が足りない場合は追加挿入等して記載）

2. 返済執行後の金融機関借入金年間返済額推移

単位：千円

借入種別	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計
計															

※借入金完済年度まで入力（入力欄が足りない場合は追加挿入等して記載）

枚中／ 枚目

3. 今回の借入金返済による効果

(1) 借入金残高減少額				
返済前借入金 (	千円)	－	返済後借入金 (	千円) = _____ 千円

				<u>合計</u>	<u>千円</u>
<b>【令和7年度】</b>					
返済前年間返済元金 (	千円)	－	返済後年間返済元金 (	千円)	= 千円 (A)
返済前年間支払利息 (	千円)	－	返済後年間支払利息 (	千円)	= 千円 (B)
(A) + (B) = 年間の返済負担軽減効果				_____ 千円	
<b>【令和8年度】</b>					
返済前年間返済元金 (	千円)	－	返済後年間返済元金 (	千円)	= 千円 (A)
返済前年間支払利息 (	千円)	－	返済後年間支払利息 (	千円)	= 千円 (B)
(A) + (B) = 年間の返済負担軽減効果				_____ 千円	
<b>【令和9年度】</b>					
返済前年間返済元金 (	千円)	－	返済後年間返済元金 (	千円)	= 千円 (A)
返済前年間支払利息 (	千円)	－	返済後年間支払利息 (	千円)	= 千円 (B)
(A) + (B) = 年間の返済負担軽減効果				_____ 千円	
<b>【令和10年度】</b>					
返済前年間返済元金 (	千円)	－	返済後年間返済元金 (	千円)	= 千円 (A)
返済前年間支払利息 (	千円)	－	返済後年間支払利息 (	千円)	= 千円 (B)
(A) + (B) = 年間の返済負担軽減効果				_____ 千円	
<b>【令和11年度】</b>					
返済前年間返済元金 (	千円)	－	返済後年間返済元金 (	千円)	= 千円 (A)
返済前年間支払利息 (	千円)	－	返済後年間支払利息 (	千円)	= 千円 (B)
(A) + (B) = 年間の返済負担軽減効果				_____ 千円	

※入力欄が足りない場合は追加挿入して記載してください

枚中 / 枚目



